

議会基本条例 検証結果

課題とされた箇所		意見	協議結果					
前文	<p>(本文省略)</p> <p>(解説) 二元代表制の特徴は、首長、議会がともに<u>住民を代表する</u>ところがあり、<u>住民を代表する首長と議会</u>が、互いに対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）していくことにある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首長は市民でなくてもなれる。「自治体の代表」ではあるが、「住民の代表」と言えるのか疑問だ。</li> <li>・「住民を代表する」という表現が2回出てくるので、整理が必要だ。</li> </ul>	<p>(結論) 解説を修正する。</p> <p>下線部分を削る</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところがあり_____、互いに対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）していくことにある。</td> <td>二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところあり、<u>住民を代表する首長と議会が</u>、互いに対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）していくことにある。</td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところがあり_____、互いに対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）していくことにある。	二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところあり、 <u>住民を代表する首長と議会が</u> 、互いに対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）していくことにある。
	改正後		改正前					
二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところがあり_____、互いに対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）していくことにある。	二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところあり、 <u>住民を代表する首長と議会が</u> 、互いに対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）していくことにある。							
第1条	<p>(目的) 第1条 この条例は、市議会（以下「議会」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等の基本的事項を定めることにより、<u>議会の活性化を図り、もって議会が市民の信託に応え、市民の福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(解説) 市議会（以下「議会」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動に関する基本的事項等を定めることにより、<u>議会の活性化を図り、<u>不断の議会改革を行っていくことを第一の目的とし、さらに、議会が市民の信託に応え、市民全体の福祉の向上と市政の発展に寄与することを最終的な目的として定めたものである。</u></u></p>	<p>条文と解説の表現に食い違いがある。</p>	<p>(結論) 修正不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本条の解説は、前文の表現を受けた形になっており、整合が図られているため。</li> </ul>					

議会基本条例 検証結果

課題とされた箇所		意見	協議結果
第2条	<p>(議員の活動原則)</p> <p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 議員間の自由闊達な議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。</p> <p>(8) 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員間で意見をまとめて提案する姿勢をより鮮明にするため、「・・・争点を明らかにし、意見を集約する」という文言を加えてはどうか。</li> </ul>	<p>(結論) 修正不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決が議会の結論であり、必ずしも意見の集約は必要とされないため。</li> </ul>
第8条	<p>(市民参画及び協働)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 議会は、<u>重要な条例</u>の制定、改正若しくは廃止又は政策等を提案しようとするときは、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>6 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5項の「重要な条例」とは、何を指すのか整理し、解説に加えるべきだ。</li> </ul>	<p>(結論) 修正不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な条例は、例示することが困難であり、その都度判断して決めることが適当と考えられるため。</li> </ul>
第10条	<p>(広報広聴委員会)</p> <p>第10条 議会は、市民との情報の共有を推進するとともに、市民参画の機会の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を置く。</p> <p>2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別委員会になったが、市民との関係において、広報広聴の重要性は変わらず、より充実していかなければならない。条文を整理する必要がある。</li> <li>・条文から「委員会」の文言を削る。</li> <li>・機関として常に設置する意思を明らかにするため、「広報広聴に関する機関を置く」とすれば、時代によって形を変えたとしても対応できる。</li> <li>・広報広聴は議会全体で担うべきもので、特定の委員会だけで担うわけではない。従って条例には、「委員会」という形ではなく、広報広聴の重要性について規定すべきだ。</li> </ul>	<p>(結論) 修正不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は議会広報広聴特別委員会が設置されているが、特別委員会である以上、その位置付けは恒久的なものではない。</li> <li>・議会基本条例制定時の広報広聴委員会の位置付けに鑑みたとき、特別委員会や常任委員会に位置付けるのは適当でない。</li> <li>・現在設置している特別委員会は、暫定的なものとして捉え、現時点では、条文の改正は行わない。</li> <li>・広報広聴委員会の位置付けは、適切な時期に、適切な機関において検討されるべきであり、基本条例検証委員会では、条文及び解説の改正の可否のみを判断する。</li> </ul>

議会基本条例 検証結果

課題とされた箇所		意見	協議結果
第 19 条	<p>(政務活動費)</p> <p>第 19 条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、別に条例の定めるところにより、適正に使用しなければならない。</p> <p>2 会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書及び領収書等を公表しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年から、半期ごとの報告に改めた。条文や解説にそのことを規定すべきではないか。</li> </ul>	<p>(結論) 修正不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半期ごとの報告は、試行段階にあり、恒久的な決定ではないため。</li> </ul>
第 23 条	<p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第 23 条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化を図るものとする。</p> <p>【解説】 本条は、議会の政策立案能力の向上や議会活動を円滑かつ効率的に進めるためには、その活動を補助する議会事務局の調査・政策法務機能の充実を図り、体制を強化することが必要となることから設けたものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会事務局の機能強化に関し、議会側の取組を具体的にし、解説に記載できないか。</li> <li>・大幅な人事異動を行う際は事前協議を要することとし、その旨を入れてはどうか。</li> <li>・人事権は市長にある。あまり触れないほうが良いのではないか。</li> <li>・条文そのものは変えないまでも、解説で検討の余地があるのではないか。</li> </ul>	<p>(結論) 修正不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の解説で趣旨がある程度反映されているため、修正しない。</li> </ul>
第 30 条	<p>(見直し等)</p> <p>第 30 条 略</p> <p>2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>【解説】 第 2 項は、随時の見直しを定めるものであり、議会は、市民の意見や社会情勢の変化、前項の規定による検証の結果などを十分考慮し、各派代表者会議等において、この条例を必要に応じて見直して、条例の改正などの措置を講じていくものである。 第 3 項は、前項の見直しを行うに当たっては、議会内部で見直し作業を行い、その見直し案をもって市民の意見を聴いて改正案をまとめていくなど、市民の意見を聴くための措置を講じていくものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 項「必要に応じて」「必要な措置」とあるが、読みづらい。</li> <li>・解説中に「前項の」という言葉が繰り返して出てきて分かりづらい</li> </ul>	<p>(結論) 修正不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明に必要な文言であるため、修正しない。</li> </ul>